課 税 事 業 者 届 出 書

令和　　年 月 日

契約担当者　　あて

　　住 所

　氏 名 　　　　　 　　　 印

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の者）であるので、その旨届出します。

記

課税期間 自 年 月 日

至 年 月 日

課税期間 自 年 月 日

（予定） 至 年 月 日

（注）契約期間が課税期間を超える場合には、課税期間(予定)を記入すること。

免 税 事 業 者 届 出 書

令和　　年 月 日

契約担当者　　あて

　　住 所

　氏 名 　　　　　 　　　 印

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）であるので、その旨届出します。

記

　免税期間 自 年 月 日

至 年 月 日

　免税期間 自 年 月 日

　（予定） 至 年 月 日

（注）契約期間が免税期間を超える場合には、免税期間(予定)を記入すること。

**※「課税事業者届出書」「免税事業者届出書」について**

次のとおり判断してください。

**1,000万円以下・・・・・・「免税事業者届出書」**

前々年の売上高が

**1,000万円より多い・・・・「課税事業者届出書」**

＜参考＞国税庁ＨＰより

　　　消費税には免税点が設けられており、基準期間（個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が１年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度）における課税売上高が**1,000万円以下**の事業者は消費税の納税義務が免除されます。(注)

　　　新たに事業を始めた場合には、その時点では基準期間の売上げはないため、原則とし　　　　　て、免税事業者になります。

　　(注)平成２５年１月１日以後に開始する年又は事業年度については、基準期間の課税売　　　　　　　 上高が1,000万円以下であっても特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、　　　　　　　 当課税期間から課税事業者となります。